

会社の乗っ取り、お家騒動等は、数多く経験するが、経営権の争奪をめぐる争いである。

攻める側は会社の資料を全部出せと迫り、守る側は開示を拒み秘匿の策を弄(うつ)したりする。

まずは、この種の前哨戦から始まるが、勢い法定ルールを無視したり、感情の対立も加わってその争いが激化する。そこで、以下、株式会社を例にして、経営情報の収集の方法とこれに対抗する措置につき、概観することにした。

(1) 法人登記簿  
の定め、監査役設置会社の定め、監査役の氏名と監査範囲、特別取締役による議決のときの特別取締役の氏名等

主に限定する／株主総会に出席できる代理人資格を制限する／取締役解任の要件を加重する定め

（種類ごとの数）、発行する株式の総数と種類は、営業時間内ならいつでも

## 匠プラザ21 経営法務大学

### 経営情報の収集と拒絶

容、単元株式数、株券発行会社の人を置いたときの住所氏名新株予約権に関する事項、貸借対照表等の公告事項

(3) 株主名簿  
株主の住所氏名、株式数、株券発行会社のときの株券番号  
株主および債権者は、請求

◆計算書類および会計帳簿の閲覧請求  
取締役会設置会社は、定期総会招集の通知に際し、取締役会の承認を受けた計算書類（貸借対照表、損益計算書等）や事業報告書の提出が義務付けられている。

◆議事録の閲覧・謄写の請求  
株主総会議事録は、株主および債権者が、理由を示すことで、取締役会設置会社は監査報告や会計監査報告も）の閲覧・謄写本の請求ができる。

会計帳簿（仕訳帳・総勘定元帳・補助簿等については、計算書類とは違い、総株主の議決権又は自己株式を除く発行済株式の100分の3以上を有する株主でないと、閲覧・謄写の請求ができないし、また、理由の開示が求められ

◆監査役設置会社となると、後者の請求に対しても、株主の請求が拒絶には、仮処分の事由に加えて、「当該会社は、その権利を行使する必要があるとき、閲覧等の請求ができる。

裁判所の許可が必要。会社の拒絶には、仮処分の申立て訴提起、裁判所の提出命令をもつて救済を求める手段がある。

（弁護士・浦田益之）